

議 事 録

第 1 回 定 例 総 会

令和2年8月7日

太田市農業委員会第1回定例総会議事録

開会日時 令和2年8月7日(金) 午後2時
閉会日時 令和2年8月7日(金) 午後2時40分
開催場所 太田市役所 新田庁舎 特別会議室(2階)

出席委員 (19人)
1 小林 良孝 2 石原 康男 3 牛久保 榮治 4 永井 幸二
5 木村 克己 6 長島 佳男 7 齋藤 森雄 8 中村 博正
9 佐野 順一 10 新井 章夫 11 小島 秀一 12 齋藤 道明
13 新井 整 14 山田 清作 15 飯塚 茂夫 16 片亀 昌子
17 中島 沙織 18 清水 由紀江 19 青木 紀美子

欠席委員
(0人)

出席職員 (7人)
北村次長 林次長補佐 高山次長補佐 長谷川係長代理 青木主任
松井主事 大崎主事

会議に付した事項
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (会長)
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について (会長)
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について (会長)

報告事項
報告第1号 太田市農業委員会会長専決規程第3条による報告について
報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による専決処分について
報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による専決処分について
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第1回農業委員会定例総会を開会いたします。

3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局よりお願いいたします。

事 務 局 本日の定足数につきましては、委員全員の出席をいただいております。過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立することをご報告申し上げます。

議 長 会期について議題といたします。
お諮りいたします。
会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)
議 長 ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日一日限りと決定いたします。

4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)
議 長 それでは、1番 小林良孝委員 と 2番 石原康男委員 の二人に
お願いいたします。

また、書記につきましては事務局の大崎主事を指名いたします。
議事に入る前に議案書の訂正等がありましたら報告願います。
事 務 局 本議案書の訂正箇所はございません。以上でございます。

5 議事顛末

議 長 それでは、これより議事に入ります。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛てにあった

ので、審議を求めます。
提出件数は5件です。
事務局より、提案をお願いいたします。

事務局 提出件数5件について、朗読し詳細に説明する。

1番 東矢島町の土地 田 576 m² 外8筆 計10,553 m²、農地を譲り受け、耕作を継続したい。

2番 由良町の土地 田 640 m²、経営規模を拡大するため申請地を取得したい。

3番 西野谷町の土地 田 60 m² 外2筆 計3,867 m²、申請地を譲り受け、農業を継続したい。

4番 新田市野井町の土地 田 1,914 m²、農地を譲り受け、経営規模を拡大したい。

5番 新田萩町の土地 畑 819 m²、肥育牛育成のための牧草栽培地として取得したい。

以上、提案させていただきます。
ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。

番号1番から3番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

16番委員 番号1番について、当地区協議会でチェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。現地を確認したところ、周辺農地への支障はなく、問題はないものと判断し、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。以上です。

12番委員 続きまして2番について、チェックリストに基づき現地を調査した結果は、周辺農地への支障はなく、問題はないものと判断し、許可要件を満たしていると意見決定しました。
続きまして、3番目につきましても、現地を調査した結果は周辺農地への支障はなく、問題はないものと判断し、許可要件を満たしていると意見決定しました。以上です。

- 議 長 ただいま、第1地区協議会より、1番から3番について報告がありました
 委員 ましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
 議 長 なし。
 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
 議 長 番号1番から3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
 議 長 (挙手 全員)
 議 長 全員賛成でありますので、番号1番から3番を許可とすることに決定
 議 長 いたします。
- 議 長 続いて、番号4番から5番について、第5地区協議会の調査した意見
 5番委員 結果を報告願います。
- 5番委員 番号4番及び5番について、当地区協議会で許可チェックリストに基
 づき調査した結果は、現地を確認したところ、周辺農地への支障はな
 く、問題はないものと判断し、農地法第3条第2項各号には該当しな
 いため、許可要件を満たしていると意見決定しました。
 再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 議 長 ただいま、第5地区協議会より、番号4番、5番について報告がありま
 委員 したが、ご意見、ご質問等ございますか。
 議 長 なし。
 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
 議 長 番号4番と5番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
 議 長 (挙手 全員)
 議 長 全員賛成でありますので、番号4番と5番を許可とすることに決定い
 議 長 たします。
- 議 長 続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請が会長
 宛てにあつたので、審議を求めます。
 提出件数は6件です。
 事務局より、提案をお願いいたします。
- 事 務 局 提出件数6件について、朗読し詳細に説明する。
- 1番 藤阿久町の土地 38㎡、農地区分については、「宅地化に達して
 いる区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由か

ら第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

農家住宅用地として敷地拡張するものです。

2番 藤阿久町の土地 257 m²、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

3番 東今泉町の土地 1,064 m²、農地区分については、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき農地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内農地につきましては、原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

埋蔵文化財発掘調査のため一時転用するものです。

4番 北金井町の土地 156 m²、農地区分 第二種、農家住宅用地として敷地拡張するものです。

5番 新田市町の土地 148 m²、農地区分 第二種、農家住宅用地として敷地拡張するものです。

6番 新田大根町の土地 1,018 m²の内1.02 m²、農地区分 農用地、営農型太陽光発電設置用地として一時転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。
番号1番と2番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願ひます。

1 2番委員 1番及び2番について、現地を調査しましたところ、周辺農地への支障もなく、問題ないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。以上です。

議 長 ただいま、第1地区協議会より、番号1番と2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
委 員 なし。
議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番と2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

- 議 長 全員賛成でありますので、番号1番と2番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号3番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 6番委員 今回の申請は、農地を一時転用して、文化財の試掘調査を行うものです。申請人は既に亡くなっておられますけれども、法定相続人3人が申請者になっております。現地を調査しましたところ、周辺農地への支障もなく、問題ないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。
- 議 長 ただいま、第2地区協議会より、番号3番について報告がありました
委員 なし。
議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号3番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号4番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。なお、番号4番については、2番委員は議事に参与することはできませんので、退出をお願いいたします。
(2番委員 退出)
- 9番委員 それでは、4番につきまして報告申し上げます。
番号4番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、申請人は農家住宅用地として使用しており、農地法の許可を受けていないことが判明したため、始末書を添付し、是正するものです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もないため、許可相当と意見決定しました。
再度審議のほど、よろしく願い申し上げます。
- 議 長 ただいま、第3地区協議会より、番号4番について報告がありました

が、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 議長 なし。

委員 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号4番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長 議長 全員賛成でありますので、番号4番を許可とすることに決定いたします。
2番委員は入室してください。
(2番委員 入室)

議長 議長 続いて、番号5番と6番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

5番委員 番号5番及び6番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、周辺農地への支障もないため、許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 議長 ただいま、第5地区協議会より、番号5番と6番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

13番委員 6番なんですけれども、一時転用で3年間とありますね。そうしますと、営農を継続しながらという形は、これは変わってくるわけなんですか。例えば、下の部分の作物を作らなくなるとか、そこら辺のところが分かたらお聞かせ願えますか。

事務局 番号6番の件につきまして回答いたします。
今回、営農型太陽光での一時転用ということなんですけれども、太陽光のパネルの下ではブルーベリーを鉢植えで栽培するという事でおります。

13番委員 3年間というのは。

事務局 転用の期間というのは原則3年間ということになっていますので、今回、3年間ということの期間になっております。

10番委員 営農型につきましては、3年後に見直しがあるんですよ。そういう規定がありまして、また申請し直してもらおう。そのときに、地元の委員が見て、これはだめだといえ、もう打ち切りです。ところが、まじめに耕作等やっていて問題ない場合、またさらに3年更新する。そういう意味で3年毎の更新なんです。

13番委員 分かりました。

事務局 よろしいですか。

13番委員 はい。

議長 ほかにご質問ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号5番と6番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号5番と6番を許可とすることに決定いたします。

議長 続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は21件です。
事務局より、提案をお願いいたします。

事務局 提出件数21件について、朗読し詳細に説明する。

1番 細谷町の土地 503㎡ 外1筆 計1,031㎡、農地区分については、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

太陽光発電用地として転用するものです。

2番 細谷町の土地 300㎡、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

3番 由良町の土地 455㎡、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

4番 茂木町の土地 324㎡ 外1筆 計335㎡、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

5番 安良岡町の土地 283㎡、農地区分は、「市街化の傾向が著しい区域内にある農地、具体的には駅から300m以内の農地」の理由から、第三種農地と判断されます。

社会福祉事業施設用地として転用するものです。

6番 龍舞町の土地 388㎡ 外1筆 計421㎡、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

7番 原宿町の土地 411㎡、農地区分 第二種、露天駐車場用地とし

て転用するものです。

8番 原宿町の土地 766 m²、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

9番 吉沢町の土地 496 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

10番 新野町の土地 293 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

11番 北金井町の土地 581 m² 外2筆 計1,089 m²、農地区分 第二種、太陽光発電施設用地として転用するものです。

12番 押切町の土地 347 m²、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

13番 亀岡町の土地 55 m²、農地区分 第二種、露天駐車場用地として敷地拡張するものです。

14番 世良田町の土地 177 m² 外3筆 計791 m²、農地区分につきましては、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「周辺に居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。

露天駐車場・資材置場用地として転用するものです。

15番 新田木崎町の土地 582 m²、農地区分につきましては、「概ね10ha以上の規模の一団の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

一般住宅用地として転用するものです。

16番 新田村田町の土地 500 m²、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

17番 新田小金井町の土地 991 m²、農地区分 第二種、露天駐車場及び資材置場用地として転用するものです。

18番 新田小金井町の土地 1,486 m²の内64.40 m²、農地区分については、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき農地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内農地につきましては、原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、問題ないと考えます。

- りましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 議長 なし。
- 委員 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
- 委員 議長 番号1番から3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 委員 議長 全員賛成でありますので、番号1番から3番を許可とすることに決定いたします。
- 委員 議長 続いて、番号4番から9番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 1番委員 番号4番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、周辺農地への支障もないため、許可相当と意見決定いたしました。
- 14番委員 5番を報告させていただきます。社会福祉法人が隣接地を利用して建物を造る計画です。現地調査をしたところ、周辺農地への影響もないので、許可相当と意見決定しました。
再度のご審議をお願いします。
- 1番委員 番号6番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、周辺農地への支障もないため、許可相当と意見決定いたしました。
再度のご審議、よろしくをお願いします。
- 4番委員 7番については、許可基準チェックリストに基づき、地区協議会で許可相当と認めました。したがって、周辺等の影響もないことから、ご審議をお願いしたい。ただ、付け加えますけれども、これは宗教法人のお寺の駐車場でありますので、使用后、事務局のほうで看板を立てた写真の提出等の対応が必要じゃないかなと感じていますので、よろしくをお願いします。
- 6番委員 8番について、7番の隣接の土地ですけれども、宗教法人が譲り受ける。同じです。これも許可基準チェックリストに基づき、地区協議会で許可を得まして、周辺等の影響も少ないということから、ご審議をお願いしたいと思います。以上です。
- 6番委員 9番です。これは親御さんの土地の一部に長男の方が家を建てるということで、使用権の設定で、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査しました結果、現地を確認しましたが、周辺農地への支障もなく、承認相当と意思決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。以上です。

議長 ただいま、第2地区協議会より、番号4番から9番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号4番から9番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号4番から9番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号10番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

9番委員 それでは、番号10番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、周辺農地への支障もないため、許可相当と意見決定しました。

再度審議のほど、よろしくお願いい申し上げます。

議長 ただいま、第3地区協議会より、番号10番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号10番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号10番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号11番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。なお、番号11番については、2番委員は議事に参与することができませんので、退出をお願いいたします。

(2番委員 退出)

9番委員 それでは、番号11番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、周辺農地への支障もないため、許可相当と意見を決定しました。

再度審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長 長 ただいま、第3地区議会より、番号11番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 長 なし。
ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号11番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長 長 全員賛成でありますので、番号11番を許可とすることに決定いたします。石原康男委員は入室してください。
(2番委員 入室)

議長 長 続いて、番号12番から14番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

15番委員 番号12番から14番について、当地区協議会でチェックリストに基づき調査した結果は、周辺農地への支障もないため、許可相当と意見決定いたしました。
再度のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 長 ただいま、第4地区協議会より、番号12番から14番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 長 なし。
ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号12番から14番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長 長 全員賛成でありますので、番号12番から14番を許可とすることに決定いたします。

議長 長 続いて、番号15番から20番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

5番委員 番号15番から20番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、周辺農地への支障もないため、許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議 長 ただいま、第5地区協議会より、番号15番から20番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号15番から20番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号15番から20番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号21番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 11番委員 番号21番について説明申し上げます。
当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、譲受人は建設業を営んでおり、資材置場として借り受け使用していた土地が違法使用と判明したために、当地を譲り受けて是正するものです。また、これに誓約書も添付されております。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題はないので、許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 議 長 ただいま、第6地区協議会より、番号21番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号21番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号21番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 以上で審議は終了いたしました。次の報告第1号は先月農業会議に意見聴取した7月分の許可証の取扱いに関わる太田市農業委員会会長専決規程第3条によるものでございます。
太田市農業委員会会長専決規程第2条により、下記のとおり、許可証交付の取扱いをいたしましたので、ご報告いたします。

議長 続いて、報告第2号から第5号について、事務局より報告願います。

事務局 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、7件提出されております。
内訳につきましては記載のとおりです。
続きまして、報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、27件提出されております。
内訳につきましては記載のとおりです。
続きまして、報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、提出件数は6件となっております。
内容につきましては記載のとおりです。
続きまして、報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、提出件数は12件となっております。
内容につきましては記載のとおりです。
以上、報告させていただきます。

議長 報告第2号から第5号につきまして、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 質問等もないようですので、以上で第1回定例総会を終了します。
長時間にわたりご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

閉会 令和2年8月7日（金） 午後2時40分